

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する 教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言

この度、政府の要請を請け、各自治体において、学校の臨時休業等の措置を行っているところである。今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であるという共通認識のもと、子どもたちの命と健康を守るため、国と地方が一致協力して、感染拡大の防止に全力で取り組んでいる。

一方で、突然の臨時休業により、様々な混乱や課題が生じていることから、今後、新型コロナウイルス感染症に係る対策を進めるにあたっては、各自治体への十分な協議と、教育現場や子どもを持つ家庭などに対する丁寧な説明を行うこと。また、それに伴って生じる課題については国として万全の対応を行うとともに、以下のとおり対策を講じるよう提言する。

1 地方への配慮について

- (1) 今後、学校現場等において同様の混乱が生じないように、感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等を提示すること。
- (2) 国として一定程度統一的な対応方針を示す必要性は認めるものの各自治体への要請にあたっては、各地域における感染状況や地域の実情を踏まえ、それぞれの地域に応じた弾力的な対応ができるよう配慮すること。

2 子どもたちへの支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生や年度末の臨時休業など、これまで経験したことのない事態が生じているため、子どもたちの心のケアや家庭を支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置等に必要な財政措置を行うこと。

- (2) 臨時休業期間中の子ども一人一人に応じた家庭学習を支援するため、国においてeラーニング用教材を充実するとともに、無償の学習教材の提供を関係団体等に要請すること。

3 放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス等への措置について

- (1) 放課後児童クラブでは、通常、傷害保険料は保護者負担であるが、今回、新たにクラブを利用する保護者にとっては、当該費用は臨時休業がなければ負担する必要がなかったものである。傷害保険料を含め、保護者には一切の負担が生じないよう国として措置すること。
- (2) 放課後児童クラブ運営費は、クラブごとに開設時間や職員の報酬などにより様々であり、国が示す一律の単価では地方負担が生じる可能性があるため、臨時休業により増加した運営費について、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (3) 放課後子供教室については、市町村が行う新たな教室の開設や開設時間の延長に対し、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (4) 放課後等デイサービスについては、障がい児の居場所を確保するため、事業所が長時間対応するよう国から要請されているところであるが、保護者や各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。

4 衛生環境への配慮等について

- (1) 学校などの教育機関（学校給食施設を含む）、社会教育施設、放課後児童クラブ、保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、マスクやアルコール消毒薬などを国の責任において必要数を確保し、安定的かつ優先的に提供すること。
- (2) 多くの子どもたちが参加する全国的なスポーツ大会等について関係者や参加選手などの混乱を避けるため、国において、関係団体等に、早期に対応方針を示すよう要請すること。

5 保護者・関係事業者等の負担の軽減について

- (1) 学校給食の休止に伴う自治体や学校給食関連事業者等、学校の臨時休業により影響を受けるスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補償を行うこと。
- (2) 海外研修や学校行事の中止や延期に伴う保護者等のキャンセル料に対して、国において補填措置を講じること。

令和2年3月5日

全国知事会会長

全国知事会社会保障常任委員会委員長

全国知事会文教環境常任委員会委員長

全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトリーダー

飯泉 嘉門

平井 伸治

阿部 守一

三日月大造